

## 建設事業「請負金額」の変更による影響の推計(±30%)

### 単独有期事業

(変更で新たに対象となる事業場のメリット増減率の最大幅を±30%として推計)

業種	請負金額1億円～1億2千万円				請負金額8千万円～1億2千万円				請負金額6千万円～1億2千万円				請負金額4千万円～1億2千万円				請負金額2千万円～1億2千万円			
	変更により 対象となる 事業場数	左記事業場の 保険料額 (億円)	保険料 増減額 (億円)	保険料増減額 利率相当分																
31 水力発電	0	0	0	0.0	2	0	-0	0.1	2	0	-0	0.1	2	0	-0	0.1	4	0	-0	0.1
32 道路新設	35	1	-0	0.2	72	1	-0	0.3	123	2	-0	0.4	202	2	-1	0.6	289	3	-1	0.7
33 補装工事	15	0	-0	0.0	29	0	-0	0.1	55	1	-0	0.1	97	1	-0	0.1	161	1	-0	0.2
34 鉄道軌道	0	0	0	0.0	2	0	-0	0.0	3	0	-0	0.1	6	0	-0	0.1	6	0	-0	0.1
35 建築事業	316	4	-1	0.0	678	9	-2	0.0	1,166	13	-3	0.0	1,814	17	-4	0.1	3,130	22	-6	0.1
36 機械組立	24	0	-0	0.0	58	1	-0	0.0	96	1	-0	0.0	149	1	-0	0.1	217	1	-0	0.1
37 その他建	296	6	-2	0.1	579	11	-3	0.2	924	16	-4	0.2	1,350	20	-5	0.3	2,113	24	-6	0.4
38 既設建築	57	1	-0	0.0	140	2	-1	0.1	250	3	-1	0.1	464	4	-1	0.2	1,034	7	-2	0.3
合計	743	13	-3	0.0	1,560	24	-6	0.1	2,619	35	-9	0.1	4,084	46	-12	0.1	6,954	58	-15	0.1

推計上の制約により、既にメリット適用となっている事業場を除いていないため、例えば請負金額を8千万円に変更して新たに対象となる事業場として計上されているものの中には、現行制度のもとでも確定保険料の要件を満たしていて、すでにメリット適用対象となっているものを含む。